

第38回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和5年7月19日(水) 午前9時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に係る意見の決定について

日程第 7 報告第 1号 第1回農地小委員会の報告について

日程第 8 報告第 2号 第2回農地小委員会の報告について

日程第 9 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第10 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

3番委員 新田 義修

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

吉清水 一之

鈴木 学

5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和5年7月19日（水） 午前9時00分

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、3番新田義修委員と5番武田美紀委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第38回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年6月27日から令和5年7月19日までの報告です。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第37回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第1号について補足説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。案件は所有権移転が2件となっております。
整理番号1番は現在作業受託している農地と付帯している山林を買い受ける案件となっております。
整理番号2番は令和4年度の農地パトロールにおいて1号の良として扱っている緑区分の遊休農地と判定された農地を周辺を耕作している農業者が買い受ける案件です。この売買により遊休農地が解消され

ることが期待されます。

以上、議案第1号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第19条第2項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、新田義修農業委員、吉清水一之推進委員、鈴木学推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を鈴木推進委員にお願いします。

鈴木推進委員

推進委員の鈴木です。それでは私の方から議案第1号について、令和5年7月12日に新田農業委員、吉清水推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番の農地につきましては、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

整理番号2番の農地につきましては、現地は一部作付されていることが確認できましたが、そこ以外の部分は草刈等の管理がされておりませんでした。所有者が変わることにより適正に利用されることを期待します。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてではありますが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは私の方から議案第2号について補足説明させていただきます。議案書は9ページをご覧ください。

本案件の農地は、令和4年度の農地パトロールにおいて1号の良として扱っている緑区分の遊休農地と判定されたところです。岩手県農業公社による令和5年度遊休農地解消緊急対策事業により簡易整備作業を行う予定となっており、今回の総会で農業公社が借り受けることが可決された際は8月から解消作業を行う予定となっております。解消作業後、11月総会において農業公社から借受予定者に貸し付ける案件が上程される予定です。本件は農地利用最適化推進活動検討会において農業公社の事業の対象農地として委員の皆様にご選定いただいた農地であり、事業活用まで至ったものとなっております。なお、農地中間管理機構の利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしております。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 推進委員の吉清水です。それでは私の方から議案第2号について、ご報告申し上げます。

整理番号1番の農地につきましては、現地は雑草が繁茂しており、すぐに農地として活用することが難しい遊休農地状態でありました。農業公社の事業を活用して、この遊休農地を解消するようですので、解消後は農地の受け手となる方が適正に利用していただけることを期待しております。

以上で議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水農業委員 7番吉清水です。今回の受け手は農地中間管理機構ということですが、その後の受け手というのは決まっているのでしょうか。

高橋主査 その先の受け手も決まっております、姥屋敷地区における若手の認定農業者さんとなっております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。
そのほかに質疑ございますでしょうか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な

構想の変更（案）に係る意見の決定についてを議題とします。

なお、会議規則第15条第1項の規定に基づき説明員として農林課海老澤総括主査、松本主事が入室します。

（農林課説明員入場）

議長 暫時休憩します。

（9時17分休憩）

（9時19分再開）

議長 これより会議を再開します。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に係る意見の決定について補足説明いたします。議案書は11ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について同法第6条第5項の規定に基づき変更するにあたり、同法施行規則第2条を準用するとした同規則第6条の規定に従い、市長からの求めに応じ当農業委員会としての意見を決定いただく内容となっております。

詳細につきましては、この後農林課担当者による説明がなされます。以上で補足説明を終わります。

議長 続きまして農林課より説明願います。

松本主事 本日はお時間いただきありがとうございます。農林課の松本です。
それでは私の方から議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に係る意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読説明）

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

駿河農業委員 1番駿河です。只今説明があった中で、利用権の設定という様な部分で、今までもマスタープラン等の事業でかなり取り組んできてはいるかと思えますけれども、現地の農家は何と言いますか心理的なものがあるかありまして、自分の農地を取られるのではないかといった感情がこういう事業の中には依然出てくるものと思われま。

そういう心理的なものがあるとしても、克服しながらこのような事業は進めて行かなければならないと思うのですけれども、今までも取

り組んできた事業ではありますので、それらを踏まえて新たな部分で何か特別な方法と言いますか対策等を考えているものがありましたならば教えていただければ大変助かります。以上です。

海老澤総括主査 ご質問をいただきありがとうございます。今まで取り組んできたものに加えて新たな取り組みはということのご質問でしたけれども、地域計画はご存じのとおり令和6年度の末、令和7年の3月までに策定しなければならないということになっておりまして、これから各地で取り組んでおります農地中間管理事業による農地集積を実施した地区も含めまして全ての地区において地域計画を策定していくということになります。

そして、この地域計画の策定をする中では、今まで一番議論がなされてきた、ご意見を沢山いただいていた部分であるゾーニングの部分について、農用地として投資をして労力を掛けて残していく農地と、そうではない農地、そこを区分して明確にしたうえで取組を推進して行くというところを地域計画では明らかにして進めて行きたいというふうに考えております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

この中で確認ですけれども、地域計画は6年度までに必ず策定しなければならないという認識でよろしかったでしょうか。

海老澤総括主査 地域計画は6年度末までということになっておりますので、今からは2年を切ったというような状況となっております。

議長 分かりました。ありがとうございます。
そのほかに質疑ございますでしょうか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)に係る意見の決定について、異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって議案第3号は異議なしとすることに決定いたしました。
ここで農林課説明員は退室します。

(農林課説明員退室)

議長 日程第7、報告第1号、第1回農地小委員会の報告について、及び日程第8、報告第2号、第2回農地小委員会の報告について、農地小委員会太田委員長より報告をお願いします。

太田委員長

2番太田です。それでは私の方から第1回及び第2回の農地小委員会の結果をご報告いたします。議案書は13ページからをご覧ください。

まず第1回についてですが、6月26日に農地小委員会委員8名と事務局職員で、令和5年度農地パトロール実施計画について協議いたしました。令和5年度の農地パトロール実施計画についてですが、既存のタブレットのほか国から支給されたタブレットも活用し5班体制で行うこと、熱中症対策に十分に留意し実施することにしました。協議の結果、原案のとおりとすることに異議なく承認されました。

以上で第1回農地小委員会の報告とします。

続いて第2回農地小委員会の結果についてご報告いたします。7月10日に農地小委員会委員8名と事務局職員で、新規参入予定者との面談を実施しました。市外からの新規参入を希望する者はサクランボを作付予定であり、今後勉強しながら取り組んでいくとのことでした。また、農地以外での活用はしないことということも確認できました。委員からは、作付計画や営農計画を策定してから農業に取り組むこと、消毒の実施や草刈り等の農地の維持管理についてはしっかり実施して欲しいということのアドバイスをを行いました。また、小山田推進委員からは管理方法等で分からないことがあれば教えますということをお伝えしました。面談後、事務局からも再度新規参入予定者に対し、農地以外での活用はしないこと、農地の維持管理についてしっかり行うことを伝えてもらうよう事務局に依頼しました。

以上で第2回農地小委員会報告を終わります。

議長

日程第9、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第10、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知についてにつきましては、お手元の議案書16ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第38回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年7月19日(水) 午前9時34分

議 長 _____

会議録署名人 3番委員 _____

会議録署名人 5番委員 _____

これは原本である。

令和5年7月19日

滝沢市農業委員会 会長 齊藤 新一